

令和 5 年度

富士宮市農業委員会総会会議録

令和 5 年 6 月 12 日 開会

令和 5 年 6 月 12 日 閉会

富士宮市農業委員会

令和5年6月12日午後1時00分富士宮市農業委員会会長齊藤 学は、富士宮市農業委員会総会を富士宮市役所全員協議会室に招集する。

委員定数 18名

出席委員 17名

農業委員出席委員

1番 脇坂英治	4番 齊藤学	5番 佐野守
6番 佐野均	7番 佐野強	8番 伊藤照男
9番 近藤雅隆	10番 村松義正	11番 富永政則
12番 宮島孝子	13番 遠藤光浩	14番 旭一昭
15番 萩真教	16番 後藤文隆	17番 佐野むつみ
18番 内堀忠雄	19番 杉山弘子	

欠席委員

3番 赤池勝

農地利用最適化推進委員出席委員

1番 土井治	2番 塩川金彦	3番 渡井清孝
5番 竹川篤志	6番 村松慎一	7番 土井一彦
8番 加藤文男	9番 藤浪庸一	10番 有賀文彦
11番 鈴木四郎	12番 篠原兼義	13番 牧澤邦彦

欠席委員

4番 渡邊勝彦

事務局職員

(併)事務局長	野毛裕紀子	次長兼振興係長	望月伸浩
主任主査	押尾貞治	主査	池田幸司

議長 会長 齊藤 学 (以下同じ)

本日は大変お忙しい中、農業委員会総会に御出席いただきまして、ありがとうございます。

それでは会議に入る前に、3番 赤池 勝委員から本日の会議に欠席する旨の申し出がありましたので御報告いたします。

出席委員が定足数に達しておりますので、本会議は成立しております。

これより、本日をもって招集されました富士宮市農業委員会総会を開会いたします。

議事に先立ちまして、農地法の規定による申請について取消願の処理状況を事務局に報告させます。

事務局。

事務局 池田主査

本日配付いたしました、令和5年5月12日から令和5年6月11日までの農地法の規定による申請について取消願の処理状況を御覧ください。

第1項について、所在地等は議案のとおりとなります。令和5年4月21日、農地法第5条届出、受理番号第51号にて受理しておりましたが、都合により取消願が提出されました。

報告は以上です。

議長

処理状況でありますのでよろしくお願いします。

それでは、「会期の決定について」を議題といたします。

お諮りいたします。会期は、本日一日と決定をしたいと存じます。

これに御異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

議長

御異議なしと認めます。よって、会期は本日一日と決定いたします。

次に、「会議録署名人の指名について」議題といたします。

お諮りいたします。会議録署名人は、16番 後藤文隆委員、17番 佐野むつみ委員を指名することに御異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

議長

御異議なしと認めます。よって、会議録署名人に、16番 後藤文隆委員、17番 佐野むつみ委員を指名いたします。

本日の議事の日程は、目次のとおり、報第33号から議第42号です。

初めに、報第33号から報第37号まで一括して事務局から報告させます。

事務局。

事務局 池田主査

令和5年4月21日から令和5年5月20日までの受理分について報告いたします。

議案の1から3ページを御覧ください。

朗読いたします。

報第33号 農地返還通知書の受理について

農地の使用貸借権の合意解約がなされたことの通知があつたので、次のとおり報告する。

議案に記載のとおり、使用貸借契約の合意解約による通知が11件提出されました。

続きまして、議案の4から6ページを御覧ください。

朗読します。

報第34号 農地法第3条の3第1項の規定による届出書の受理について

農地の権利を取得したことの農地法第3条の3第1項の規定による届出書を受理したので、次のとおり報告する。

議案に記載のとおり、4件の届出書が受理されました。

続きまして、議案の7ページを御覧ください。

朗読します。

報第35号 農地法第4条第1項第7号の規定による届出書の受理について

農地を農地以外のものにしようとする、農地法第4条第1項第7号の規定による届出書を受理したので、次のとおり報告する。

議案に記載のとおり、3件の届出を受理しました。

続きまして、議案の8及び9ページを御覧ください。

朗読します。

報第36号 農地法第5条第1項第6号の規定による届出書の受理について

農地を農地以外のものにするため、その農地につき所有権の移転、又はその他の権利を設定しようとする農地法第5条第1項第6号の規定による届出書を受理したので、次のとおり報告する。

議案に記載のとおり、7件の届出を受理しました。

続きまして、議案の10ページを御覧ください。

朗読します。

報第37号 相続税の納税猶予に係る特例農地等の利用状況について

租税特別措置法第70条の6第1項の規定により、相続税の納税猶予の適用を受けていた特例農地について期間が満了するのに当たり、当該特例農地の利用状況を富士税務署に通知したので、次のとおり報告する。

議案に記載のとおり、現地確認の上、2件の特例農地の利用状況を通知いたしました。

報告は以上です。

議長

事務局から報告がありましたが、ここで一括して質疑を許します。

御質疑のある方の挙手をお願いします。

[挙手なし]

議長

御質疑なしと認めます。よって、報第33号から報第37号まで報告済みといたします。

「議第35号 農地法第3条第1項の規定による許可決定について」を議題といたします。

事務局に議案の朗読及び説明をさせます。

事務局。

事務局 池田主査

議案の11ページを御覧ください。

議第35号 農地法第3条第1項の規定による許可決定について

農地の所有権の移転、またはその他の権利を設定・移転しようとする農地法第3条第1項の規定による許可申請が次のとおりあったので審議を求める。

第1項及び別冊航空写真は1ページを御覧ください。

申請地は青木で、外神陽光園の西に位置する農地です。

受人は青木にお住まい、渡人は議案書のとおりです。賃貸借契約になります。

受人は耕作地の近傍に居住し、兄が所有する農地を借りて新たに耕作し、兼業にて申請地でジャガイモなどの野菜を栽培する計画で、新規就農者となります。受人の許可後耕作面積は2,425平方メートルで、受人の稼働人員は1名です。

続きまして、第2項及び別冊航空写真は2ページを御覧ください。

申請地は北山で、アマダ庭園住宅の北西に位置する農地です。受人は星山にお住まい、渡人は議案書のとおりです。贈与契約になります。

受人は亡くなった祖母と生前に死因贈与契約を結び、渡人が死亡したため、契約に基づき申請を行うものです。申請人は譲渡人である祖母が亡くなる前から申請地の管理を行っており、受贈後は水稻を栽培する計画です。受人の許可後耕作面積は506.61平方メートルで、受人の稼働人員は1名です。

続きまして、第3項及び別冊航空写真3ページを御覧ください。

申請地は山宮で、市立山宮保育園の南東に位置する農地です。

受人は御殿場市新橋にお住まい、渡人は議案書のとおりです。売買契約になります。

申請地は令和5年2月9日に受人の親族が経営する法人がお茶を栽培する計画で農地法3条許可を受けて貸借を行い、受人が当該農地の上部で営農型太陽光発電設備の設置を行う転用許可を受けていました。このたび、譲渡人が所有権移転を行った上で耕作を行うことを受人に強く希望した結果、これまで貸借を行った法人が契約を解除し、上部で発電事業を行っており御殿場市で営農している受人が取得して耕作することとなりました。営農計画としては、当該親族が経営する法人

と同様に茶を栽培する計画です。なお、県農業会議に確認したところ、営農型太陽光発電に関する転用の再許可手続等は不要である旨、聞いております。受人の許可後耕作面積は7, 114 平方メートルで、受人の稼働人員は2名です。

続きまして、第4項及び別冊航空写真4ページを御覧ください。

申請地は下条で、市立上野小学校の南に位置する農地です。

受人は下条にお住まいで、渡人は議案書のとおりです。贈与契約になります。

申請地は、令和3年12月13日に農地法第3条許可にて売買での取得を許可されていましたが、登記手続前に受人に後見開始の審判があり、成年後見人がつくこととなりました。家庭裁判所等と協議した結果、売買に関する金銭の授受があるため、改めて成年後見人との間で贈与契約にて所有権移転を行うこととなり、許可申請するに至っております。受人が申請地も引き続き水稻を栽培していく計画です。受人の許可後耕作面積は3, 823 平方メートルで、稼働人員は2名です。

続きまして、第5項及び別冊航空写真5ページを御覧ください。

申請地は精進川で、富士宮市立長生園の西及び南東に位置する農地です。

受人は精進川にお住まいで、渡人は議案書のとおりです。売買契約になります。

申請地は相続した譲渡人が管理できず、これまで受人が耕作等を口約束で管理しておりましたが、今回所有権移転を行うものとなります。申請人は露地野菜等を栽培する計画で、新規就農となります。受人の許可後耕作面積は492 平方メートルで、稼働人員は2名です。

続きまして、第6項及び別冊航空写真6ページを御覧ください。

申請地は上井出で、一の竹公民館の南に位置する農地です。

受人は上井出にお住まいで、渡人は議案書のとおりです。売買契約になります。

渡人が耕作地から遠方に居住しており、日常的に管理できず非農家となることから、近傍で牧場を営む受人に所有権移転を行うこととなったものです。受人は申請地で牧草を栽培していく計画です。受人の許可後耕作面積は1万5, 686 平方メートルで、稼働人員は3名です。

続きまして、第7項及び別冊航空写真7ページを御覧ください。

申請地は上井出で、パーパス株式会社富士宮工場の東に位置する農地です。

受人の住所は■■■となっていますが、申請地近傍の宅地を取得し現在居住しております。渡人は議案書のとおりです。売買契約になります。

申請地は渡人が遠方により耕作することが難しく、譲受先を探していたところ、受人が見つかり売買するに至りました。これまで申請地にて耕作を行っていた経緯のある■■■が指導農家となり、牧草等を栽培していく計画で新規就農となります。許可後耕作面積は許可後1万5, 098 平方メートルで、稼働人員は2名です。

続きまして、第8項及び別冊航空写真8から10ページを御覧ください。

申請地は長貫で、埋蔵文化財センターの北、楠金公民館の北西及び西、長見寺の南東に位置する

農地です。

受人は長貫にお住まい、渡人は議案書のとおりです。売買契約になります。

申請地は渡人が相続したものの耕作することができないため、周辺農地を耕作する受人に売買することとなったものです。申請地でキャベツやネギなど露地野菜を栽培していく予定です。耕作面積は許可後 6, 724.13 平方メートルで、稼働人員は 3 名です。

以上、第 1 項から第 8 項までの申請について、農地法第 3 条第 2 項各号の許可しない要件には該当せず、問題ないと判断しました。御審議のほどよろしくお願ひします。

議長

ただいまの上程議案のうち、1 項、5 項及び 7 項について担当委員の調査報告をお願いします。

15 番。

15 番 萩 真教

6 月 5 日月曜日、午後 1 時 30 分から申請地にて、代理人の行政書士が現場に来ることができなかつた為、私、事務局 1 名の 2 名で現地調査をさせていただきました。申請人の住所と申請地は徒歩圏内にあり、現地もすでに整地され、一部は耕作が行われている状況でした。新規就農するにあたっては現地の状況も良好であると思われます。事務局の説明どおり特に問題ありません。御審議のほどよろしくお願ひいたします。

議長

事務局。

事務局 池田主査

5 項の案件について、会長の案件となりますので代読いたします。

6 月 5 日月曜日、午後 2 時頃、受人本人、土井農地利用最適化推進委員と私、事務局 1 名の計 4 名で現地調査をいたしました。現地は渡人が管理できず、近隣に住む受人が耕作を開始しており、近隣の農地と合わせて季節に合わせた野菜を適宜栽培しています。事務局の説明どおりで特に問題ありません。御審議のほどよろしくお願ひいたします。

以上です。

議長

1 番。

1 番 脇坂英治

ただいま審議中の 7 項について説明いたします。6 月 7 日、午後 2 時より近藤委員、宮島委員、自分、事務局 1 名、申請者本人の 5 人で現地にて調査を行いました。事務局のほうから説明したところ問題はないと思います。今現在、荒れ地になったところを草を刈ったりして、牧草地にしようと試みているところです。

以上、報告終わります。御審議のほどよろしくお願ひします。

議長

それでは、質疑を許します。御質疑のある方、挙手をお願いします。

[挙手なし]

議長

御質疑なしと認めます。

それでは、農業委員による採決を行います。

議第35号は原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

[全員挙手]

議長

御異議なしと認めます。よって、議第35号は原案のとおり処理することに決定いたしました。

「議第36号 農地法第4条第1項の規定による許可決定について」を議題といたします。

事務局に議案の朗読及び説明をさせます。

事務局。

事務局 押尾主任主査

議案の14ページを御覧ください。

朗読します。

議第36号 農地法第4条第1項の規定による許可決定について

農地を農地以外のものにしようとする農地法第4条第1項の規定による許可申請が次のとおりありましたので、審議を求める。

第1項及び航空写真11ページを御覧ください。

申請地及び申請人は議案のとおりとなります。申請人は申請地を平成20年に相続で取得しましたが、遠方に居住しており、現在耕作管理が困難な状況です。

申請地は西側に道路、東側に宅地、南側には介護施設デイサービスがあります。また申請地北側に駐車場がありますが、こちらは申請地南側にあるデイサービス用の駐車場として既に借りているということです。従業員の増加により駐車場が不足していることから、許可申請後、申請人が駐車場として整備し、デイサービスへ賃借する計画となっております。申請地は小集団の生産性の低い第2種農地に該当します。周囲の隣接地は全て農地外となっていることから、農地に与える影響は少なく、万が一被害が生じた場合は、申請者の責において解決します。

資金は自己資金で確保されており、許可後すぐに着工する計画となっております。

説明は以上です。

議長

それでは、質疑を許します。御質疑のある方の挙手をお願いします。

[挙手なし]

議長

御質疑なしと認めます。

それでは、農業委員による採決を行います。

議第36号は原案のとおり決定することに賛成の方の举手を求めます。

[全員举手]

議長

御異議なしと認めます。よって、議第36号は原案のとおり処理することに決定しました。

「議第37号 農地法第5条第1項の規定による許可決定について」を議題といたします。

本議案のうち2項については、農業委員が関係する案件ですので、農業委員会等に関する法律第31条第1項の規定により議事に参与できませんので先に審議することとし、事務局から議案朗読後、該当農業委員は退席を求めます。

それでは、事務局から議案の朗読をさせます。

事務局。

事務局 押尾主任主査

議案の15ページを御覧ください。

朗読いたします。

議第37号 農地法第5条第1項の規定による許可決定について

農地を農地以外のものにするため、その農地につき所有権の移転又はその他の権利を設定しようとする、農地法第5条第1項の規定による許可申請が次のとおりあったので審議を求める。

議長

ここで14番 旭 一昭委員の退席を求めます。

[14番 旭委員 退席]

議長

それでは、2項について事務局から議案の説明をさせます。

事務局。

事務局 押尾主任主査

それでは、第2項、航空写真13ページを御覧ください。

申請地及び申請人は議案のとおりとなります。申請人が売買により権利設定し、太陽光発電設備用地として転用しようとするものです。

申請人は広島県に本社を置く太陽光発電を主とした発電事業を営んでいる会社で、事業用地を探していたところ申請地を取得できることとなったため、太陽光発電設備の設置用地として転用しようとします。

申請地は小集団の生産性の低い第二種農地に該当し、近隣に代替地を検討しましたがありません

でした。周囲は東を山林、南を現況山林、北と西側については畠に接しておりますが、隣接地との間にはフェンスを設置するため周辺農地への影響は軽微と思われます。富士宮市的小規模再生可能発電エネルギー設置ガイドラインに沿って施行し、万が一被害が発生した場合は、自己責任において対応いたします。太陽光発電設備について、他法令への抵触はなく、近隣住民への事前説明も行っており、問題ないと判断いたしました。

また、資金については自己資金で確保されており、許可後すぐに着工する計画となっております。

議長

ただいまの案件について、調査を担当しました委員から調査報告をお願いします。

7番。

7番 佐野 強

ただいまありました議第37号第2項について、調査結果のほうを報告させていただきます。事務局と重複することがあると思いますが、御容赦願います。

去る6月7日、申請人の■■■様、それで農業委員の旭様、事務局2名と現地で調査を行いました。場所は農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い第二種農地です。転用目的は、ありますように太陽光発電を設置する計画であります。設置にあたり市のガイドラインに基づき設置する計画で、市の関係者部門との調整は問題なく完了しております。周辺住民への説明は済んでおり、近隣農地に対する影響もなく、設置後は定期的に除草作業や設置の点検を行う計画で、雨水につきましては敷地内自然浸透を計画しており問題ありません。

以上、申請書のとおり問題ありませんので、御審議のほどよろしくお願いします。以上です。

議長

それでは、質疑を許します。御質疑のある方の挙手を求めます。

〔挙手なし〕

議長

御質疑なしと認めます。

それでは、農業委員による採決を行います。

議第37号のうち2項について原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

〔全員挙手〕

議長

御異議なしと認めます。よって、議第37号のうち2項について原案のとおり処理することを決定いたしました。

14番 旭 一昭委員の入場を求めます。

〔14番 旭委員 入場〕

議長

引き続き、議第37号について事務局から議案の説明をさせます。

事務局。

事務局 押尾主任主査

第1項及び航空写真12ページを御覧ください。

申請地及び申請人は議案のとおりとなります。申請人が売買により権利取得し、申請人が代表取締役を務める建設会社の駐車場として使用するため転用しようとするものです。

申請人の会社は山梨県南部町に本社があり、富士市や富士宮市で建設現場に山梨県から建設車両を持っていくのが大変であることから、申請地を駐車場として転用しターミナルとして使用しようとするものです。

申請地は、街区の面積に占める宅地の割合が40%を超えており第三種農地に該当します。周囲は北側を道路、東を山林、南、西を畑に接しており、周囲をコンクリート壁によるフェンスで囲い、周辺農地への影響は軽微であると考えられます。万が一被害が発生した場合は、自己責任にて対応します。

また、整備資金についてですが、自己資金で確保されており、許可後すぐに着工する計画となっています。

説明は以上です。

議長

それでは、質疑を許します。御質疑のある方の挙手をお願いします。

[挙手なし]

議長

御質疑なしと認めます。

それでは、農業委員による採決をします。

議第37号は原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

[全員挙手]

議長

御異議なしと認めます。よって、議第37号は原案のとおり処理することに決定しました。

「議第38号 非農地証明申請の審議について」を議題といたします。

事務局に議案の朗読をさせます。

事務局。

事務局 望月次長兼振興係長

それでは、議案の16ページを御覧ください。

朗読します。

議第38号 非農地証明申請書の審議について

土地登記簿の地目が農地になっている土地であって、その現状が農地以外になっているものについて、証明申請が次のとおりあったので審議を求める。

第1項及び別冊航空写真につきましては14ページを御覧ください。

申請地は上稲子で、上稲子区民館の北に位置する農地です。

昭和47年月日は不詳ですが、先代が耕作できなくなり植林し、現在に至ったものです。10年以上前から山林であることが確認でき、農地への復元も困難であるため、非農地として扱って差し支えないものと判断いたしました。

続きまして、第2項及び別冊航空写真につきましては15ページを御覧ください。

申請地は長貫、楠金公民館の北西に位置する農地です。

申請者は、申請地北側の宅地に居住しておりますが、農地法の手続が必要なことを知らずに物置及びカーポートを建築し現在に至っております。申請地は分筆をしており、必要最低限度の面積で非農地申請を行うものです。都市計画法上は線引き前宅地として問題なく、非農地として扱っても差し支えないものとして判断いたしました。

説明は以上です。

議長

ただいまの上程議案について、担当委員の調査報告をお願いします。

14番。

14番 旭 一昭

ただいま審議中の第1項及び第2項の現地調査について、続けて御報告を申し上げます。

令和5年6月7日、午前9時45分、まず第2項の申請地、楠金に集合し、その後、第1項の上稲子に移動いたしました。

第1項の申請地は、旧芝川町のユートリオの北1.5キロの高台の場所です。午前10時20分頃、申請人及び申請人の代理人である行政書士立会いのもと、鈴木推進委員、事務局2名が私とともに現地調査を行いました。農地7筆は大きく4か所に分かれておりますが、いずれも50年以上前に耕作困難であったため植林をして山林化しております。付近一帯は傾斜地の山林であり、農地への復元は非常に困難であると判断いたしました。

次に、第2項の申請地は、芝川中学校の西側約1.5キロの場所です。申請人の代理人の立会いのもと9時45分頃、前述の4名が現地調査を行いました。昭和54年頃から、居宅の南側の畑に物置及びカーポートの敷地として四十数年間利用しております。東側の隣地は家屋、南側は申請人の所有する畑です。

以上、第1項及び第2項ともに申請のとおり差し支えないものと考えますので、御審議のほどよろしくお願ひいたします。

議長

それでは質疑を許します。御質疑のある方の挙手を求めます。

[挙手なし]

議長

御質疑なしと認めます。

それでは、農業委員による採決を行います。

議第38号は原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

[全員挙手]

議長

御異議なしと認めます。よって、議第38号は原案のとおり処理することに決定しました。

「議第39号 相続税の納税猶予に関する適格者証明について」を議題といたします。

事務局に議案の朗読をさせます。

事務局。

事務局 池田主査

議案の17ページを御覧ください。

朗読いたします。

議第39号 相続税の納税猶予に関する適格者証明について

租税特別措置法第70条の6第1項の規定により、相続税の納税猶予に関する適格者証明願があつたので、審議を求める。

第1項及び航空写真16ページを御覧ください。

申請地は淀師で、市立富士宮第四中学校の北に位置する農地です。申請人は議案書に記載のとおりです。相続により権利を取得し、発生する相続税について納税猶予の適用を受けるため証明をするものです。

これまでの営農状況から今後も継続的な耕作、管理が見込まれ、納税猶予適用の要件を満たしており、問題ないと思われます。

説明は以上です。

議長

ただいま上程議案について、担当委員の調査報告をお願いします。

15番。

15番 萩 真教

ただいま審議中の議第39号第1項の調査について報告いたします。

6月5日、午後1時10分頃、申請人、私、事務局1名で現地調査をいたしました。申請地は被相続人が長年耕作をしていましたが、亡くなつたことにより申請人が相続します。相続後も畑として耕作管理をしていく予定とのことです。詳細につきましては、事務局の説明のとおりです。申請

内容どおり問題ありませんので、御審議のほどよろしくお願ひいたします。

議長

それでは、質疑を許します。御質疑のある方の挙手を求めます。

[挙手なし]

議長

御質疑なしと認めます。

それでは、農業委員による採決を行います。

議第39号は原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

[全員挙手]

議長

御異議なしと認めます。よって、議第39号は原案のとおり処理することに決定しました。

「議第40号 富士宮市農用地利用集積計画の決定について」を議題といたします。

事務局に議案の朗読及び説明をさせます。

事務局。

事務局 池田主査

議案の18ページを御覧ください。

議第40号 富士宮市農用地利用集積計画の決定について

令和5年5月23日付、富農第212号で決定を求められた富士宮市農用地利用集積計画につき、別紙のとおり決定するものとする。

別紙農用地利用集積計画案について説明いたします。ページを1枚めくっていただきまして、農用地利用集積計画案の2ページ目、農用地の流動化状況を御覧ください。

利用権の設定を受ける者の数5人、利用権を設定する者の数6人、利用権を設定する農用地の面積は計1万1,660.55平方メートルです。所有権移転はございません。

1枚めくって、3ページの集積計画を御覧ください。

貸借について、第1項から第6項まで全て中間管理事業になります。

それでは、第1項から順に説明いたします。第1項及び別冊航空写真17ページを御覧ください。

申請地は原で、本源寺の南東に位置する農地です。受人は議案書のとおりで、使用貸借権設定です。期間は10年で新規となります。移転後経営面積は9万5,016平方メートルになります。

続きまして、第2項及び別冊航空写真は18ページを御覧ください。

申請地は内房で、相沼公会堂の西に位置する農地です。受人は議案書のとおりで、使用貸借権設定です。期間は10年で新規になります。移転後経営面積は3,742平方メートルです。

続きまして、第3項及び別冊航空写真19ページを御覧ください。

第3項申請地は栗倉で、富士根北公民館の南東に位置する農地です。受人は議案書のとおりで、

使用貸借権設定です。期間は10年新規になります。移転後経営面積は5万2, 962. 23平方メートルです。

続きまして、第4項及び別冊航空写真20ページを御覧ください。

申請地は外神で、物見山球場の北西に位置する農地です。受人は議案書のとおりで、使用貸借権設定です。期間は10年新規になります。移転後経営面積は5万2, 962. 23平方メートルとなります。

続きまして、第5項及び別冊航空写真21ページを御覧ください。

申請地は北山で、市立北山小学校の東に位置する農地です。受人は議案書のとおりで、使用貸借権設定です。期間は10年新規です。移転後経営面積は3万3, 187. 13平方メートルとなります。

続きまして、第6項及び別冊航空写真22ページを御覧ください。

申請地は外神で、和田公会堂の南東に位置する農地です。受人は議案書のとおりで、使用貸借権設定となります。期間は10年新規で、移転後経営面積は9, 323. 66平方メートルとなります。

以上、旧農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしておりますので、御審議のほどよろしくお願いします。

議長

それでは、質疑を許します。御質疑のある方、挙手をお願いします。

[挙手なし]

議長

御質疑なしと認めます。

それでは、農業委員による採決をします。

議第40号は原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

[全員挙手]

議長

御異議なしと認めます。よって、議第40号は農業経営基盤強化促進法改正附則第5条第1項の規定により処理することに決定しました。

「報第38号 令和4年度富士宮市農業委員会事業報告について」と「議第41号 令和5年度富士宮市農業委員会事業計画について」は、関連がありますので一括して審議いたします。

事務局から議案の説明をさせます。

事務局。

事務局 望月次長件振興係長

それでは、報第38号 令和4年度富士宮市農業委員会事業報告のほうをさせていただきたいと

思います。

まず、1ページを御覧ください。

1ページにつきましては、農業委員会の構成ということで、農業委員さん、農地利用最適化推進委員さんの状況を記載しております。それと2番目としまして、事務局の体制を記載しております。

3番目として、決算の状況を示しておりますので、御覧になっていただきたいと思います。

2ページ目につきましては、農業委員会の総会及び農地利用最適化推進会議の開催状況を記載しております。全部で13回開催をしまして、審議件数につきましては206件審議のほうをしていただいたところにあります。

そして3ページ目につきましては、研修会等への参加状況ということで、記載のほうをさせていただいております。会長につきましては、5月31日の全国農業委員会会長大会、そのほか県の農業会議の通常総会等に出席のほうをしていただいたところであります。そのほか女性農業委員の皆様につきましては、静岡農業委員会女性の会の活動に参加していただいたところであります。

続きまして、4ページ目以降につきましては、農地法3条、4条、5条等の処理状況について記載のほうをしてあります。

4ページ目につきましては、農地法第3条の許可申請の月別の状況を記載しております。

5ページ目につきましては、農地法第4条の許可の処理状況のほうを記載しております。

6ページ目につきましては、農地法第5条の許可の月別の処理状況のほうを記載しております。

7ページにつきましては、農地法の3条の3第1項の届出書の受理状況ということで、こちらにつきましては相続等により許可を受けることなく農地の権利を取得した届出の状況であります。

8ページ目につきましては、農地法の第4条の届出の処理状況であります。

9ページ目につきましては、農地法の第5条の届出の処理状況でございます。

10ページ目につきましては、非農地証明申請の処理状況ということで記載のほうをしてあります。

そして11ページ目につきましては、用途別の農地転用の状況のほうを記載しております、農地法の4条、5条及び届出と非農地証明の用途別の転用状況を住宅、宅地分譲、植林、その他というような分け方をして記載をしておりますので、また御覧になっていただきたいと思います。

そして12ページ目につきましては、農地法第18条の規定による許可及び通知の月別の処理状況であります。こちらにつきましては、農地の賃貸借の解約の状況でございます。

そして13ページにつきましては、事業計画変更申請・届出の処理状況であります。

そして14ページ目につきましては、農地関係証明の交付状況であります。転用事実証明、耕作証明、諸証明等の証明関係の交付状況のほうを記載しております。

次に15ページにつきましては、国有農地等及び開拓財産の処理状況について記載をしております。国有農地につきましては35件としまして、1万2,023平米であります。開拓財産につき

ましては13地区で、36万9,553.5ヘクタールになっております。

続きまして、16ページを御覧ください。

16ページにつきましては、農業経営基盤強化促進法による利用権の設定の利用状況でございます。それぞれ地域ごとに記載のほうをしておりますので、また御覧になっていただきたいと思います。

17ページにつきましては、農地の贈与税、相続税の納税猶予適格者証明の状況であります。昨年度につきましてはゼロがありました。そして、農業者年金の受託業務処理状況ということで、現在167人が農業者年金のほうを受給しております。加入者は48人というような状況であります。

そして最後18ページですけども、これは遊休農地の処理状況ということで、皆様方に昨年の8月以降ですけども、調査をしていただいて、その状況であります。現在の遊休農地、放棄地の状況につきましては、112.1ヘクタールというような状況であります。そのうち非農地化したものにつきましては4.4ヘクタール非農地ということで、農地から外しております。一方、解消面積につきましては5.9ヘクタール解消したことになっております。

以上が昨年度の事業報告となります。

そして議第41号につきましては、今年度の事業計画としまして関連がありますので、一括して説明のほうをさせていただきたいと思います。

まず1ページ目に令和5年度事業計画ということで、事業方針を示させていただいております。こちらにつきましては、朗読のほうをさせていただきたいと思います。

農業農村を取り巻く状況は、基幹的農業従事者の減少や高齢化の進行、耕作放棄地の増加の中で持続可能な農業経営の確立や農地の集積・集約化、新規参入の促進等による新たな担い手の確保・育成が急務になっている。また、コロナ禍、ロシアのウクライナ侵攻など混迷する世界情勢と相まって、食料需給の変化、生産資材の高騰、労働力不足等の様々な問題が発生し、食料の安定供給は危機的な状況に置かれており、食料の安全保障は大きな課題となっております。

こうした中、農水省では、「食料・農業・農村基本法」の20年ぶりの改訂に向けた検討・見直しが行われており、併せて、昨年12月から「農地法制の在り方に関する研究会」が設置され、食料の安全確保の観点からも農地の確保に向けた国の関与の在り方や転用規制の強化も検討されております。さらに、人・農地関連施策の見直しの中で、昨年5月に関連法が改正され、農業経営基盤強化促進法等が本年4月に施行されるなど、農業を担う者の確保と多様な農地利用に大きく舵が切られます。

一方、農業委員会では、昨年度から農地利用の最適化に係る活動の目標設定、点検、評価による活動の見える化と強化が求められております。さらに、農業委員等の日常的な見守り・声かけ等の活動を起点に農業者の意向を把握し、市が策定する地域計画の目標地図の素案作りへの関与や、主

体的な農地の利用関係の調整など大きく期待されているところであります。また、農地情報の適性管理と公表に利用される農業委員会サポートシステムへの移行が求められているところであります。

こうしたことから、富士宮市農業委員会では市、県、農地中間管理機構、農協等関係機関と定期的に実務上の課題等について意見交換を行うとともに、連携を強化し農地利用の最適化の推進を図ってまいります。また、日常業務が増大し、期限が定められた業務遂行と適正な実施に加え、政策が期待する成果まで求められているところであります。

これらのこと踏まえて、次のとおり令和5年度の重点事項とするところであります。

1つ目としまして、農地利用の最適化に向けた取り組みの強化。2つ目につきましては、農地法等の法令に基づく事項の適切な対応。3番目としまして、農地台帳の精度向上並びに農業委員会サポートシステムへの移行と運用。4番目としまして、農業経営の基盤強化に向けた支援。5番目としまして、望ましい営農型太陽光発電のあり方の研究をしてまいります。

最後に、関係機関と連携・情報の共有化を図っております。

そして3ページ目に事業計画としまして、それぞれの項目について記載をさせていただいている。3ページ、4ページでございます。

5ページ目につきましては、令和5年度の農業委員会関係の予算関係を記載させていただいているので、また御覧になっていただきたいと思います。

以上、簡単な説明でありますけども、報第38号と議第41号につきまして以上とさせていただきます。よろしくお願ひいたします。

議長

それでは、質疑を許します。御質疑のある方の挙手をお願いします。

[挙手なし]

議長

御質疑なしと認めます。

それでは、農業委員による採決をします。

報第38号は報告済みとし、議第41号は原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

[全員挙手]

議長

御異議なしと認めます。よって、議第41号は原案のとおり処理することに決定しました。

「議第42号 令和5年度農業委員会農地利用の最適化の推進の状況その他事務の実施状況の公表について」を議題といたします。

事務局から議案の朗読及び説明をさせます。

事務局。

事務局 望月次長件振興係長

それでは、「議第42号 令和5年度農業委員会の農地利用の最適化の推進の状況その他事務の実施状況の公表について」

農業委員会の農地利用の最適化の推進の状況その他事務の実施状況を次のとおり公表するということで、1ページから6ページ渡ってつけてありますので、御覧になっていただきたいと思います。

こちらにつきましては、昨年度の状況を踏まえた上で計画、公表をするものであります。先ほどの事業報告と事業計画との関連もありますので、内容につきましてはほぼ同じような状況、同じようなことを記載させていただいております。

まず最初に1ページにつきましては、農業委員会の状況ということで、農業委員会の体制と農家農地等の概要を記してあります。

そして2ページ目につきましては、農地利用の最適化の実施状況ということで、その点検評価を記載しております。

まず1つ目、最適化活動の成果としまして、農地の集積の関係。そして2つ目は、遊休農地の関係であります。

そして3ページ目につきましても、遊休農地の関係、3ページの（3）で新規就農の促進ということで記載をしておりまして、新規就農につきましては、令和4年度につきましては21経営体で、面積につきましては3.3ヘクタールとなっております。

そして4ページ目につきましては、最適化活動の活動目標ということで、1人当たりの月別の活動日数につきましては、昨年度も月6日ぐらい活動をしてくださいということで目標を定めたところでありますけれども、今年度につきましても6日ということでお願いをするところであります。活動強化月間の設定ということで、3回ですけれどもお願いすることになります。まず7月から8月、来月以降ですけども、また農地パトロールのほうですけども、開始前に事前準備及び候補地の選定を行った中で、皆様方に農地パトロールを実施していただくことになります。あと、そのほか農地相談や農地集積の関係につきましては、年間を通じまして随時お願いをします。農地のあっせんを行いまして、農地の出し手、受け手の利用調整を図ってもらうところです。それとあと、利用権や農地中間管理事業の満期案件につきまして、意向を把握し農地中間管理事業の推進を図るものであります。そのほか新規参入相談会への参加等を予定しております。

あと6ページにつきましては、事務の実施状況ということで総会等と農地法の3条に基づく許可事務、農地転用に関する事務、違反転用への対応等を記載しておりますので、よろしくお願いします。

以上、簡単ですけども、農地利用の最適化の状況をよろしくお願いいたします。

議長

それでは、質疑を許します。御質疑のある方の挙手をお願いします。

〔挙手なし〕

議長

御質疑なしと認めます。

それでは、農業委員による採決をします。

議第42号は原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

〔全員挙手〕

議長

御異議なしと認めます。よって、議第42号は原案のとおり処理することに決定しました。

続きまして、報告事項として「農地改良届出書の受理状況」を事務局から報告させます。

事務局。

事務局 押尾主任主査

農地改良届出書の受理状況について報告いたします。

本日配付いたしました農地改良届出書についての受理状況及び添付の航空写真を御覧ください。

届出人、所在地については受理状況のとおりです。

第1項について、農地改良をしたいとのことで、令和5年4月18日に農地改良届出書が提出されました。

申請地は畠ですが休耕中であり、地盤が道路より低く出入りに不便であるため、山土を搬入して耕作を予定しております。また、市管理課にも農地改良届を申請しており受理済みとなっております。工期は令和5年6月1日から9月30日までとなっております。

報告は以上となります。

議長

事務局から報告がありましたが、質疑を許します。御質疑のある方の挙手をお願いします。

〔挙手なし〕

議長

御質疑なしと認めます。

よって、報告済みといたします。

これをもちまして、本日の日程は全て終了いたしました。

次回の農業委員会総会は7月10日を予定しております。

以上をもちまして、令和5年6月富士宮市農業委員会総会を閉会といたします。

引き続きまして、2時10分から農地利用最適化推進会議を行います。それまでは、休息といたします。

午後1時55分終了

本会議録を書記に作成せしめ、会議録署名人と共に署名する。

富士宮市農業委員会

会長

会議録署名人

16番

会議録署名人

17番